

法務省民商第 3 2 号

平成 2 8 年 3 月 8 日

農林水産省経営局農地政策課長 殿

農林水産省経営局協同組織課長 殿

法務省民事局商事課長

(公 印 省 略)

「農業協同組合法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務
の取扱いについて（通知）」の発出について

標記について、別添のとおり、本日付け法務省民商第 3 1 号当職通知を法務
局民事行政部長及び地方法務局長宛てに発出しましたので、お知らせします。

法務省民商第 3 1 号
平成 2 8 年 3 月 8 日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 6 3 号。以下「改正法」という。）が平成 2 7 年 9 月 4 日に、組合等登記令の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 2 6 号。以下「改正政令」という。）、農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 2 8 年政令第 2 7 号。以下「農協法施行令等改正等政令」という。）及び存続都道府県中央会等の組織変更の登記に関する政令（平成 2 8 年政令第 2 8 号。以下「中央会等登記令」という。）が本年 1 月 2 9 日に公布され、いずれも本年 4 月 1 日から施行されることとされたので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「農協法」とあるのは改正法による改正後の農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）を、「農業委員会法」とあるのは改正法による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）を、「貯金保険法」とあるのは改正法による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（昭和 4 8 年法律第 5 3 号）を、「組登令」とあるのは改正政令による改正後の組合等登記令（昭和 3 9 年政令第 2 9 号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）をいい、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、いずれも改正後のものです。

記

第 1 農協法に基づく登記

1 登記の根拠規定の改正

改正法の施行前は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（以下「農協等」という。）の登記については、旧農協法第4章（第74条から第92条まで）の規定によるとされていたところ、改正法によりこれらの規定は削除され、農協等は、政令で定めるところにより、登記しなければならないとされた（農協法第9条第1項（同法第72条の9において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第73条の9第1項（同法第80条、第86条及び第92条において準用する場合を含む。））。

したがって、改正法の施行後は、農協等の登記については、他の法令に別段の定めのある場合を除くほか、組登令の定めるところによる（組登令第1条，別表）。

2 経過措置

改正法の施行前にした旧農協法の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、農協法第9条第1項及び第73条の9第1項の規定に基づく政令（組登令）の相当規定によりしたものとみなすとされた（改正法附則第2条第1項）。

また、旧農協法第85条第2項の規定による登記簿は、政令の相当規定による登記簿（組登令による組合等登記簿）とみなすとされた（改正法附則第2条第2項）。

3 登記すべき事項

農協等は、組登令第2条第2項第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を登記しなければならないとされた（組登令第2条第2項第6号，別表）。

なお、農協等の設立の登記は別紙記録例1による。

(1) 地区

(2) 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。）

(3) 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせる農業協同組合及び農事組合法人並びに会員に出資をさせる農業協同組合連合会に限る。）

(4) 公告の方法

(5) 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの（事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告の方法についての定めがあるときは、その定めを含む。）

なお、(5)の「法務省令」とは、電子公告に関する登記事項を定める省令（平成18年法務省令第50号）とされた。

4 旧農協法と組登令で登記手続が同一であるもの

以下の登記については、旧農協法と組登令の規範の内容に変更はなく、改正法の施行前後で登記手続に差異は生じない。

(1) 設立の登記（旧農協法第74条、第87条、組登令第2条、第16条第2項及び第3項）

なお、組合員又は会員に出資をさせる農協等（以下「出資農協等」という。）について、「出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日」（組登令第2条第1項）とは、出資第1回の払込みがあつた日である（旧農協法第74条第1項参照）。

(2) 変更の登記（旧農協法第75条、第88条第1項、組登令第3条、第17条第1項）

(3) 他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記（旧農協法第76条、第88条第1項、組登令第4条、第17条第1項）

(4) 職務執行停止の仮処分等の登記（旧農協法第77条、第88条第1項、組登令第5条、第17条第1項）

(5) 解散の登記（旧農協法第78条、第89条第1項、組登令第7条、第19条）

(6) 合併及び権利義務の承継の登記（旧農協法第79条、第87条第2項及び第3項、第88条第3項、組登令第8条、第20条、第21条）

(7) 清算終了の登記（旧農協法第80条、第90条、組登令第10条、第23条）

(8) 組合員に出資をさせる農事組合法人（以下「出資農事組合法人」という。）から株式会社への組織変更の登記（旧農協法第81条、第91条、組登令第26条第5項、第7項）

(9) 従たる事務所に関する登記（旧農協法第82条から第84条まで、第

9 1 条の 3 において準用する商登法第 4 8 条，組登令第 1 1 条から第 1 3 条まで，第 2 5 条において準用する商登法第 4 8 条)

(10) 登記の嘱託(旧農協法第 8 6 条及び第 8 9 条第 2 項，組登令第 1 4 条)

5 組登令の規範が適用されることにより，登記期間が変動するもの

(1) 参事の登記

当該登記については，改正法の施行前は，旧農協法第 4 1 条第 3 項において準用する会社法第 9 1 8 条の規定によっていたところ，改正法の施行後は，組登令第 6 条第 1 項の規定が適用され，選任したときから，2 週間以内に登記しなければならないとされた。

(2) 合併により設立する農協等が合併に際して従たる事務所を設けた場合に
する登記

当該登記の期間については，改正法の施行前は，旧農協法第 8 2 条第 1 項第 1 号の規定により「主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から 2 週間以内」とされていたところ，改正法の施行後は，組登令第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定により「合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から 3 週間以内」とされた。

そのため，改正政令附則第 2 項に経過措置が置かれ，施行日前に締結された合併契約に係る合併により設立する農協等が合併に際して従たる事務所を設けた場合における従たる事務所の所在地における登記の期間については，なお従前の例によるとされた。

6 改正法によって新たに設けられた制度による登記

(1) 移行の登記

ア 概要

旧農協法上，出資農協等と組合員又は会員に出資をさせない農協等(以下「非出資農協等」という。)との間の相互移行に関する規定は置かれていなかったが，解釈上，これが認められていた(昭和 2 5 年 5 月 4 日付け民事甲第 1 1 9 9 号民事局長通達，昭和 2 7 年 7 月 2 8 日付け民事甲第 1 0 9 4 号民事局長回答)。

改正法によって農協法第 5 4 条の 4 及び第 5 4 条の 5 (同法第 7 3 条第 2 項において準用する場合を含む。)が新設され，出資農協等と非出資農協等の相互移行が明文化された。

イ 移行の手続

(ア) 非出資農協等から出資農協等への移行

非出資農協等は、定款を変更し、出資農協等に移行することができる（同法第54条の4第1項、第73条第2項において準用する同法第54条の4第1項）。

この定款変更に係る総会（農協法第48条第1項の規定に基づく総代会を設けた農業協同組合又は農業協同組合連合会については、総代会をいう（同条第7項）。以下同じ。）の決議は、特別決議による必要がある（同法第44条第1項第1号、第46条第1号、第72条の29第1項第1号、第72条の30第1号）。また、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協組合」という。）にあっては、この定款変更について、行政庁（同法第98条第1項に規定する行政庁をいう。以下同じ。）の認可を受けなければ、その効力を生じないとされている（同法第44条第2項）。

農協組合において定款の変更の認可があったとき又は農事組合法人において定款の変更をしたときは、遅滞なく、出資第1回の払込みをさせなければならないとされた（同法第54条の4第2項、第73条第2項において読み替えて準用する同法第54条の4第2項）。

なお、総代会を設けた農協組合においては、決議の内容を組合員又は会員（以下「組合員等」という。）に通知しなければならないとされた（同法第54条の4第4項において準用する同法第48条の2）。

(イ) 出資農協等から非出資農協等への移行

出資農協等は、定款を変更し、非出資農協等に移行することができる（同法第54条の5第1項、第73条第2項において準用する同法第54条の5第1項）。

この定款変更に係る総会の決議要件及び農協組合における定款変更の認可については、前記(ア)と同様である。

また、出資農協等から非出資農協等への移行については、債権者保護手続を行わなければならないとされた（同法第54条の5第3項において読み替えて準用する同法第49条及び第50条、第73条第2項において読み替えて準用する同法第54条の5第3項にお

いて読み替えて準用する同法第 4 9 条及び第 5 0 条)。

出資農協等の組合員等は、非出資農協等への移行につき、農協組合において定款の変更の認可があったとき又は農事組合法人において定款の変更をしたときは、変更後の定款の定めるところにより、当該組合員等の持分の全部又は一部の払戻しを請求することができるのとされた（同法第 5 4 条の 5 第 2 項、第 7 3 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 5 4 条の 5 第 2 項）。

なお、総代会を設けた農協組合においては、決議の内容を組合員等に通知しなければならないとされた（同法第 5 4 条の 5 第 3 項において準用する同法第 4 8 条の 2）。

(ウ) 移行の効力

非出資農協等から出資農協等への移行及び出資農協等から非出資農協等への移行は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによってその効力を生ずるとされた（同法第 5 4 条の 4 第 3 項、第 5 4 条の 5 第 3 項において準用する同法第 5 4 条の 4 第 3 項、第 7 3 条第 2 項において準用する同法第 5 4 条の 4 第 3 項及び第 5 4 条の 5 第 3 項）。

ウ 移行の登記

(ア) 非出資農協等から出資農協等への移行の登記

非出資農協等から出資農協等へ移行する農協等は、出資第 1 回の払込みがあった日又は行政庁の認可があった日（農事組合法人を除く。）のいずれか遅い日から 2 週間以内に、その主たる事務所において、移行の登記をしなければならないとされ（組登令第 9 条）、移行の登記の申請書には、当該手続がされたことを証する書面を添付しなければならないとされた（組登令第 2 2 条）。

当該手続がされたことを証する書面には、定款変更に係る総会議事録、出資第 1 回の払込みを証する書面がこれに該当する。

また、農協組合にあっては、定款変更に係る行政庁の認可書又はその認証がある謄本も添付しなければならないとされた（組登令第 2 5 条において準用する商登法第 1 9 条）。

(イ) 出資農協等から非出資農協への移行の登記

出資農協等から非出資農協等へ移行する農協等は、移行のために

必要な手続が終了した日又は行政庁の認可があった日（農事組合法人を除く。）のいずれか遅い日から2週間以内に、その主たる事務所において、移行の登記をしなければならないとされ（組登令第9条）、移行の登記の申請書には、当該手続がされたことを証する書面を添付しなければならないとされた（組登令第22条）。

当該手続がされたことを証する書面には、定款変更に係る総会議事録、公告及び催告をしたこと（農協法第54条の5第3項において読み替えて準用する同法第49条第2項及び第3項、第73条第2項において読み替えて準用する同法第54条の5第3項）を証する書面、異議を述べた債権者がいるときは、異議を述べた債権者に対して弁済し、若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は当該債権者を害するおそれがないこと（同法第54条の5第3項において準用する同法第50条第2項、第73条第2項において準用する同法第54条の5第3項）を証する書面（異議を述べた債権者がいないときは、その旨を証する書面。以下、公告及び催告をしたことを証する書面と併せて「債権者保護手続関係書面」という。）がこれに該当する。

また、農協組合にあっては、定款変更に係る行政庁の認可書又はその認証がある謄本も添付しなければならないとされた（組登令第25条において準用する商登法第19条）。

(ウ) 移行の登記の記録例は、別紙記録例2による。

(2) みなし解散の登記

ア 概要

農協法においても会社法第472条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第149条等と同旨の規定が新設され、登記が最後にあった日から5年を経過した農協等に対し、行政庁が2か月以内に農林水産省令の定めるところにより行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、その届出をしないときは、当該期間の満了の時に解散したものとみなすとされた（農協法第64条の2（同法第73条第4項において準用する場合を含む。））。

イ みなし解散の登記

アのみなし解散の登記については、行政庁の嘱託によるとされた(組登令第26条第2項)。

なお、登記の記録については、別紙記録例3による。

(3) 継続の登記

ア 概要

農協等は、総会の決議若しくは存立時期の満了により解散した場合には、その清算が終了するまでの間又は(2)のみなし解散の規定により解散したものとみなされた場合には解散したものとみなされた後3年以内に限り、総会の特別決議によって組合を継続することができ、当該継続をしたときは、2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならないとされた(農協法第64条の3(同法第73条第4項において準用する場合を含む。))。

なお、総代会を設けた農協組合においては、決議の内容を組合員等に通知しなければならないとされた(同法第64条の3第2項において準用する同法第48条の2)。

イ 継続の登記

農協等が継続したときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならないとされ(組登令第7条の2)、継続の登記の申請書には、農協等が継続したことを証する書面を添付しなければならないとされた(組登令第19条の2)。

農協等について、継続したことを証する書面とは、継続に係る総会の議事録がこれに該当する。なお、継続の登記と併せて、機関設計や役員に関する登記も必要である(昭和25年1月30日付け民事甲第72号民事局長通達参照)。

登記の記録については、別紙記録例4による。

(4) 新設分割の登記

ア 概要

組合員等に出資をさせる農協組合(以下「出資農協組合」という。)は、その事業(信用事業及び共済事業を除く。)に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する出資農協組合に承継させることができる(農協法第70条の2)。

イ 新設分割の手続

(ア) 新設分割の手続は、以下のとおりとされた。

① 新設分割計画の作成（同法第 70 条の 3 第 2 項）

新設分割をしようとする出資農協組合は、新設分割計画を作成しなければならないとされた。

新設分割計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（同項各号）。

(a) 新設分割によって設立する出資農協組合（以下「新設分割設立農協組合」という。）の同法第 28 条第 1 項各号に掲げる事項

(b) (a) に掲げるもののほか、新設分割設立農協組合の定款で定める事項

(c) 新設分割設立農協組合が新設分割によって新設分割をする農協組合（以下「新設分割農協組合」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

(d) 新設分割農協組合の組合員等が新設分割に際して取得する新設分割設立農協組合の出資の口数又はその口数の算定方法（新設分割設立農協組合の組合員等となることができない新設分割農協組合の組合員等がある場合にあつては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。）

(e) 新設分割農協組合の組合員等に対する (d) の出資の割当てに関する事項

(f) 新設分割設立農協組合の資本準備金及び利益準備金に関する事項

(g) その他農林水産省令で定める事項

その他農林水産省令で定める事項とは、新設分割を行う時期とされた（農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年農林水産省令第 5 号）による改正後の農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）第 210 条の 3）。

また、新設分割計画の内容その他農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を主たる事務所に備えて置かなければならないとされた（同法第 70 条の 3 第 5 項にお

いて読み替えて準用する同法第 6 5 条の 3)。

② 新設分割計画の承認 (同法第 7 0 条の 3 第 1 項)

新設分割計画については、総会の特別決議により、その承認を受けなければならないとされた (同法第 7 0 条の 3 第 1 項, 同条第 5 項において準用する同法第 4 6 条)。

なお、総代会を設けた農協組合においては、決議の内容を組合員等に通知しなければならないとされた (同法第 7 0 条の 3 第 5 項において準用する同法第 4 8 条の 2)。

③ 債権者保護手続 (同法第 7 0 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条並びに第 5 0 条第 1 項及び第 2 項)

④ 行政庁の認可 (同法第 7 0 条の 3 第 3 項)

新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた。

⑤ 新設分割の効力発生 (同法第 7 0 条の 3 第 5 項において準用する同法第 6 7 条)

新設分割は、主たる事務所の所在地において、登記をすることによってその効力を生ずるとされた。

ウ 新設分割の登記

(ア) 農協組合が新設分割をするときは、新設分割の認可その他新設分割に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新設分割農協組合については変更の登記をし、新設分割設立農協組合については設立の登記をしなければならないとされた (組登令第 2 6 条第 3 項)。

(イ) 新設分割による設立の登記については、新設分割をした旨並びに新設分割農協組合の名称及び主たる事務所をも登記しなければならず、新設分割農協組合がする変更の登記においては、新設分割をした旨及び新設分割設立農協組合の名称及び主たる事務所をも登記しなければならないとされた (組登令第 2 6 条第 4 項において準用する商登法第 8 4 条)。

(ウ) 主たる事務所の所在地における新設分割農協組合がする新設分割による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に新設分割設立農協組合の主たる事務所がないときは、その主たる事務所の所在

地を管轄する登記所を経由してしなければならず、当該変更の登記の申請と、新設分割による設立の登記の申請は同時にしなければならないとされた。当該新設分割農協組合がする新設分割による変更の登記の申請書には、登記所において作成した新設分割農協組合の代表理事の印鑑証明書を添付しなければならないとされ、この場合においては、商登法第 18 条の書面を除き、他の書面の添付を要しないとされた（組登令第 26 条第 4 項において準用する商登法第 87 条）。

(エ) 新設分割設立農協組合の主たる事務所を管轄する登記所においては、新設分割による変更の登記の申請及び新設分割による設立の登記の申請のいずれかにつき商登法第 24 条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされ、組登令第 26 条第 4 項において準用する商登法第 87 条第 1 項の場合において、新設分割による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を新設分割による変更の登記の申請書に記載し、これを新設分割農協組合の主たる事務所を管轄する登記所に送付しなければならないとされた（組登令第 26 条第 4 項において準用する商登法第 88 条）。

(オ) 新設分割設立農協組合が新設分割に際して従たる事務所を設けた場合には、新設分割の認可その他新設分割に必要な手続が終了した日から 3 週間以内に、従たる事務所における登記をしなければならないとされた（組登令第 26 条第 4 項において準用する同令第 11 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。））。また、新設分割農協組合についての従たる事務所における変更の登記は、組登令第 11 条第 2 項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとされた（組登令第 26 条第 4 項において準用する同令第 13 条）。

(カ) 新設分割による設立の登記の申請書の添付書面

組登令第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条に規定する書面を添付しなければならないとされた（組登令第 26 条第 4 項において準用する同令第 21 条）。

具体的な添付書面は以下のとおりである。

① 定款（組登令第 16 条第 2 項）

- ② 代表権を有する者の資格を証する書面（同項）
- ③ 別表に掲げる事項を証する書面（組登令第16条第3項）
- ④ 新設分割農協組合の登記事項証明書（組登令第21条，第20条第1項）
- ⑤ 債権者保護手続関係書面（組登令第21条，第20条第2項及び第3項）
- ⑥ 行政庁の認可書又はその認証がある謄本（組登令第25条において準用する商登法第19条）。

エ 新設分割無効の訴え

農協組合の新設分割の無効の訴えについては，会社法の規定を準用することとされ（農協法第70条の7），当該訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合のその登記の嘱託については，組登令第14条第2項及び第3項の規定を準用するとされた（組登令第26条第4項）。

オ 登記の記録

農協組合の新設分割に係る登記の記録は，別紙記録例5による。

(5) 組織変更の登記

ア 概要

旧農協法においては，出資農事組合法人から株式会社へ組織変更をすることができる旨の規定が置かれていた（旧農協法第73条の2）ところ，改正法においては，組織変更の対象を拡大し，以下のとおり，それぞれ組織変更をできるとされた。

- (ア) 出資農協等（農協法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農協組合を除く。）から株式会社への組織変更（同法第73条の2）
- (イ) 非出資農協等から一般社団法人への組織変更（同法第77条）
- (ウ) 農業協同組合（組合員に出資をさせない農業協同組合，農協法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合及び都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）から地域による消費生活協同組合への組織変更（同法第81条）
- (エ) 農協組合（農協法第10条第1号第11号又は第12号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）のみを行う農協組合であって，

病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所（同法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設をいう。）を開設するものに限る。）から社団である医療法人への組織変更（農協法第 87 条）

イ 組織変更の手続

(ア) 株式会社への組織変更

株式会社への組織変更の手続は、以下のとおりとされた（農協法第 4 章第 1 節）。

① 組織変更計画の作成（同法第 73 条の 3 第 1 項）

出資農協等が株式会社への組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（同条第 4 項各号）。

- (a) 組織変更後の株式会社（以下「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- (b) (a)に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- (c) 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- (d) 次の i から iii までに掲げる場合の区分に応じ、当該 i から iii までに定める事項
 - i 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
 - ii 組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名
 - iii 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
- (e) 組織変更をする出資農協等の組合員等が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあ

っては、株式の種類及び種類ごとの数) 又はその数の算定方法
 (f) 組織変更をする出資農協等の組合員等に対する(e)の株式の
 割当てに関する事項

(g) 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする出資
 農協等の組合員等に対してその持分に代わる金銭を支払うとき
 は、その額又はその算定方法

(h) 組織変更をする出資農協等の組合員等に対する(g)の金銭の
 割当てに関する事項

(i) 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

(j) 組織変更がその効力を生ずる日(以下「組織変更効力発生日」
 という。)

(k) その他農林水産省令で定める事項

その他農林水産省令で定める事項とは、株式の譲渡の制限に
 関する方法とされた(農業協同組合法施行規則の一部を改正す
 る省令による改正後の農業協同組合法施行規則第219条)。

② 組織変更計画の承認(同法第73条の3第1項、第2項)

組織変更計画については、総会の特別決議により、その承認を
 受けなければならないとされた。

また、組織変更に係る総会の通知は、組織変更計画の要領を添
 えて、総会の2週間前までに行わなければならないとされた(同
 法第73条の3第3項において読み替えて適用する同法第43条
 の6第1項及び第3項並びに第72条の28第1項)。

なお、総代会を設けた農協組合においては、決議の内容を組合
 員等に通知しなければならないとされた(同法第73条の3第6
 項において準用する同法第48条の2)。

③ 債権者保護手続(同法第73条の3第6項において読み替えて
 準用する同法第49条並びに第50条第1項及び第2項)

④ 反対組合員等の持分払戻請求(同法第73条の4)

組織変更反対する組合員等は、持分の払戻請求権を有し(同
 条第1項)、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻し
 を請求することができる(同条第4項)。

⑤ 質権の所在及び知れている質権者への各別の通知(同法第73

条の 7)

出資農協等の持分を目的とする質権は、組織変更後に組合員等が割当てを受ける組織変更後株式会社の株式又は金銭の上に存在するものとされ（同条第 1 項）、組織変更をする出資農協等は、組織変更の決議を行ったときは、当該決議の日から 2 週間以内に、その旨を出資農協等の持分を目的とする質権を有する者で知っているものに各別に通知しなければならないとされた（同条第 2 項）。

⑥ 組織変更の効力発生（同法第 7 3 条の 8）

組織変更をする出資農協等は、組織変更効力発生日に、株式会社となり（同条第 1 項）、同日に、同法第 7 3 条の 3 第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の定めに従い、定款の変更をしたものとみなされ（同法第 7 3 条の 8 第 2 項）、組合員等は、同日に、第 7 3 条の 3 第 4 項第 6 号に掲げる事項についての定めに従い、同項第 5 号の株主となるものとされた（同法第 7 3 条の 8 第 3 項）。

また、組織変更効力発生日の変更については、会社法第 7 8 0 条の規定を準用するとされた（農協法第 7 3 条の 8 条第 5 項）。

⑦ 組織変更の登記（同法第 7 3 条の 9）

組織変更をしたときは、組登令で定めるところにより登記をしなければならないが、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないとされた。

⑧ 行政庁への届出（同法第 7 3 条の 1 0）

出資農協等は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないとされた。

⑨ 組織変更に係る書面等の事後開示（同法第 7 4 条）

組織変更後株式会社は、債権者保護手続の経過、組織変更効力発生日その他組織変更に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、組織変更効力発生日から 6 か月間、本店に備え置かなければならないとされた（同条第 1 項）。

組織変更後株式会社の株主及び債権者は、当該書面の閲覧等の請求ができるとされた（同条第 2 項）。

(イ) 一般社団法人への組織変更

一般社団法人への組織変更の手続は、以下のとおりとされた（農協法第 4 章第 2 節）。

① 組織変更計画の作成（同法第 78 条第 1 項）

非出資農協等が一般社団法人への組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画は、以下の事項を定めなければならないとされた（同条第 2 項各号）。

(a) 組織変更後の一般社団法人（以下「組織変更後一般社団法人」という。）の一般法人法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項

(b) (a) に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項

(c) 組織変更後一般社団法人の理事の氏名

(d) 次の i 又は ii に掲げる場合の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める事項

i 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の氏名

ii 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

(e) 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

(f) 組織変更効力発生日

(g) その他農林水産省令で定める事項

② 組織変更計画の承認（農協法第 78 条第 1 項）

前記(ア)②と同様である。

③ 債権者保護手続（同法第 80 条において読み替えて準用する同法第 49 条並びに第 50 条第 1 項及び第 2 項）

④ 組織変更の効力発生（同法第 79 条）

組織変更をする非出資農協等は、組織変更効力発生日に、一般社団法人となり（同条第 1 項）、同日に、同法第 78 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の定めに従い、定款の変更をしたも

のとみなされ（同法第 79 条第 2 項）、組合員等は、同日に、同法第 78 条第 2 項第 5 号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後一般社団法人の社員となるとされた（同法第 79 条第 3 項）。

また、組織変更効力発生日の変更については、会社法第 780 条の規定を準用するとされた（農協法第 80 条において読み替えて準用する同法第 73 条の 8 第 5 項）。

- ⑤ 組織変更の登記（同法第 80 条において準用する同法第 73 条の 9）

前記(ア)⑦と同様である。

- ⑥ 行政庁への届出（同法第 80 条において準用する同法第 73 条の 10）

前記(ア)⑧と同様である。

- ⑦ 組織変更に係る書面等の事後開示（同法第 80 条において読み替えて準用する同法第 74 条）

前記(ア)⑨と同様である。

- (ウ) 消費生活協同組合への組織変更

消費生活協同組合への組織変更の手続は、以下のとおりとされた（農協法第 4 章第 3 節）。

- ① 組織変更計画の作成（同法第 82 条第 1 項）

組合員に出資をさせる農業協同組合が消費生活協同組合への組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（同条第 2 項）。

- (a) 組織変更後の消費生活協同組合（以下「組織変更後消費生活協同組合」という。）の消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 26 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 16 号までに掲げる事項
- (b) (a)に掲げるもののほか、組織変更後消費生活協同組合の定款で定める事項
- (c) 組織変更後消費生活協同組合の理事及び監事の氏名

- (d) 組織変更をする農業協同組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後消費生活協同組合の出資の口数又はその口数の算定方法（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできない組織変更をする農業協同組合の組合員がある場合にあっては、当該組合員に対して支払う金銭の額又はその算定方法を含む。）
- (e) 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する(d)の出資の割当てに関する事項
- (f) 組織変更後消費生活協同組合が組織変更の際して組織変更をする農業協同組合の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- (g) 組織変更をする農業協同組合の組合員に対する(f)の金銭の割当てに関する事項
- (h) 組織変更後消費生活協同組合の準備金に関する事項
- (i) 組織変更効力発生日
- (j) その他主務省令で定める事項
- (c)の理事の選任については、理事の定数の少なくとも3分の2は、組織変更後消費生活協同組合の組合員になろうとする者のうちから選任するものとし、理事及び監事の任期は、組織変更後最初の通常総会の日までとされた（農協法第82条第3項）。
- ② 組織変更計画の承認（同法第82条第1項）
前記(ア)②と同様である。
- ③ 債権者保護手続（同法第86条において読み替えて準用する同法第49条並びに第50条第1項及び第2項）
- ④ 反対組合員の持分払戻請求（同法第86条において準用する同法第73条の4）
前記(ア)④と同様である。
- ⑤ 組合員の脱退（同法第83条）
組織変更をする農業協同組合の組合員で、組織変更後消費生活協同組合の組合員となることのできないものは、組織変更の日に当該農業協同組合を脱退したものとみなして、同法第22条第1項の規定を適用するとされた。

⑥ 都道府県知事の認可（同法第 8 4 条）

組織変更は，都道府県知事の認可を受けなければ，その効力を生じないとされた。

⑦ 質権の所在及び知れている質権者への各別の通知（同法 8 6 条において読み替えて準用する同法第 7 3 条の 7）

農業協同組合の持分を目的とする質権は，組織変更後に組合員が有すべき消費生活協同組合法第 2 1 条の規定による払戻請求権，同法第 5 2 条の規定による割戻請求権及び組織変更後消費生活協同組合が解散した場合における財産分配請求権又は組織変更により受けるべき金銭の上に存在するものとされ（同法第 8 6 条において読み替えて準用する同法第 7 3 条の 7 第 1 項），組織変更をする農業協同組合は，組織変更の決議を行ったときは，当該決議の日から 2 週間以内に，その旨を農業協同組合の持分を目的とする質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならないとされた（同法第 8 6 条において準用する同法第 7 3 条の 7 第 2 項）。

⑧ 組織変更の効力発生（同法第 8 5 条）

組織変更をする農業協同組合は，組織変更効力発生日又は第 8 4 条第 1 項の都道府県知事の認可を受けた日のいずれか遅い日に，消費生活協同組合となり（同法第 8 5 条第 1 項），同日に，同法第 8 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の定めに従い，定款の変更をしたものとみなされ（同法第 8 5 条第 2 項），組合員（組織変更後消費生活協同組合の組合員となることができないものを除く。）は，同日に，同法第 8 2 条第 2 項第 5 号に掲げる事項についての定めに従い，組織変更後消費生活協同組合の組合員となるとされた（同法第 8 5 条第 3 項）。

また，組織変更効力発生日の変更については，会社法第 7 8 0 条の規定を準用するとされた（農協法第 8 6 条において読み替えて準用する同法第 7 3 条の 8 第 5 項）。

⑨ 組織変更の登記（同法第 8 6 条において準用する同法第 7 3 条の 9）

前記(ア)⑦と同様である。

- ⑩ 組織変更に係る書面等の事後開示（同法第 86 条において読み替えて準用する同法第 74 条）

前記(ア)⑨と同様である。

(エ) 医療法人への組織変更

医療法人への組織変更の手続は、以下のとおりとされた（農協法第 4 章第 4 節）。

① 組織変更計画の作成（同法第 88 条第 1 項）

農協組合が医療法人への組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（同条第 2 項）。

- (a) 組織変更後の医療法人（以下「組織変更後医療法人」という。）の医療法第 44 条第 2 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 11 号までに掲げる事項
- (b) (a) に掲げるもののほか、組織変更後医療法人の定款で定める事項
- (c) 組織変更後医療法人の理事及び監事の氏名
- (d) 組織変更後医療法人の社員の氏名又は名称及び住所
- (e) 組織変更後医療法人が組織変更に際して組織変更をする農協組合の組合員等に対してその持分に代わる金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- (f) 組織変更をする農協組合の組合員等に対する(e)の財産の割当てに関する事項
- (g) 組織変更効力発生日
- (h) その他主務省令で定める事項

② 組織変更計画の承認（農協法第 88 条第 1 項）

組織変更計画については、総組合員又は総会員の同意を受けなければならないとされた（同法 88 条第 1 項）。

③ 債権者保護手続（同法第 92 条において読み替えて準用する同法第 49 条並びに第 50 条第 1 項及び第 2 項）

④ 都道府県知事の認可（同法第 89 条第 1 項）

組織変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた。

- ⑤ 質権の所在及び知れている質権者への各別の通知（同法第92条において読み替えて準用する同法第73条の7）

農協組合の持分を目的とする質権は、組織変更により組合員等が割当てを受ける金銭その他の財産の上に存在するものとされ（同法第92条において読み替えて準用する同法第73条の7第1項）、組織変更をする農協組合は、組織変更の決議を行ったときは、当該決議の日から2週間以内に、その旨を農協組合の持分を目的とする質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならないとされた（同法第92条において準用する同法第73条の7第2項）。

- ⑥ 組織変更の効力発生（同法第91条）

組織変更をする農協組合は、組織変更効力発生日又は第89条第1項の都道府県知事の認可を受けた日のいずれか遅い日に、医療法人となり（同条第1項）、同日に、同法第88条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の定めに従い、定款の変更をしたものとみなされ（同法第91条第2項）、組織変更をする農協組合の組合員等は、同日に、同法第88条第2項第4号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後医療法人の社員となるとされた（同法第91条第3項）。

また、組織変更効力発生日の変更については、会社法第780条の規定を準用するとされた（農協法第92条において読み替えて準用する同法第73条の8第5項）。

- ⑦ 組織変更の登記（同法第92条において準用する同法第73条の9）

前記(ア)⑦と同様である。

- ⑧ 組織変更に係る書面等の事後開示（同法第92条において読み替えて同法準用する第74条）

前記(ア)⑧と同様である。

ウ 組織変更の登記

- (ア) 農協等が組織変更をしたときは、農協法第73条の3第4項第1

0号、第78条第2項第6号、第85条第1項又は第91条第1項に規定する組織変更の効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては3週間以内に、組織変更前の農協等については解散の登記をし、組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人については設立の登記をしなければならないとされた（組登令第26条第5項）。

(イ) 組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人についてする登記においては、組織変更前の農協等の成立の年月日、名称並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた（組登令第26条第6項において準用する商登法第76条）。

(ウ) 農協等が組織変更をした場合の農協等についての登記の申請と組織変更後の株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合又は医療法人についての登記の申請とは、同時にしなければならないとされ、申請書の添付書面に関する規定は、組織変更前の農協等についての解散の登記の申請については、適用しないとされた。登記官は、組織変更による解散の登記の申請及び組織変更による設立の登記の申請のいずれかにつき商登法第24条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされた（組登令第26条第6項において準用する商登法第78条）。

(エ) 組織変更後株式会社についてする設立の登記の申請書の添付書面
組織変更後株式会社についてする設立の登記の申請書には、商登法第18条及び第46条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第26条第7項）。

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 農協等の総会の議事録
- ④ 組織変更後株式会社の取締役（組織変更後株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合にあっては取締役及び監査役、組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社であ

る場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役)が就任を承諾したことを証する書面

⑤ 組織変更後株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商登法第54条第2項各号に掲げる書面

⑥ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

⑦ 債権者保護手続関係書面（組登令第26条第11項において準用する同令第20条第2項及び第3項）

(オ) 組織変更後一般社団法人についてする設立の登記の申請書の添付書面

組織変更後一般社団法人についてする設立の登記の申請書には、一般法人法第317条及び同法第330条において準用する商登法第18条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第26条第8項）。

① 組織変更計画書

② 定款

③ 組織変更後一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

④ 会計監査人を選任したときは、次の書面

(a) 就任を承諾したことを証する書面

(b) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

(c) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面

⑤ 債権者保護手続関係書面（組登令第26条第11項において準用する同令第20条第2項及び第3項）

(カ) 組織変更後消費生活協同組合についてする設立の登記の申請書の添付書面

組織変更後消費生活協同組合についてする設立の登記の申請書には、消費生活協同組合法第92条において準用する商登法第18条及び第19条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第26条第9項）。

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 出資の総口数及び総額を証する書面
- ④ 代表権を有する者の資格を証する書面
- ⑤ 債権者保護手続関係書面（組登令第 26 条第 1 項において準用する同令第 20 条第 2 項及び第 3 項）

(キ) 組織変更後医療法人についてする設立の登記の申請書の添付書面
組織変更後医療法人についてする設立の登記の申請書には、組登令第 25 条において準用する商登法第 18 条及び第 19 条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならないとされた（組登令第 26 条第 10 項）。

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 代表権を有する者の資格を証する書面
- ④ 資産の総額を証する書面
- ⑤ 債権者保護手続関係書面（組登令第 26 条第 1 項において準用する同令第 20 条第 2 項及び第 3 項）

エ 組織変更の無効の訴え

農協等の組織変更の無効の訴えについては、会社法の規定を準用するとされ（農協法第 75 条，第 80 条，第 86 条及び第 92 条），当該訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合のその登記の嘱託については、組登令第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用するとされた（組登令第 26 条第 6 項）。

オ 登記の記録

農協等の組織変更に係る登記の記録は、別紙記録例 6 による。

カ 登録免許税

農協法施行令等改正等政令により登録免許税法施行令（昭和 42 年政令第 146 号）第 10 条第 2 号が改正され，登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 17 条の 2 に規定する政令で定める者として，農事組合法人に加えて，農協組合が加えられた。

農協等が，組織変更をして株式会社になる場合における組織変更による株式会社の設立の登記に係る登録免許税の額は，資本金の額に税

率を1,000分の7として計算した額（当該金額が15万円に満たないときは、15万円）とされた。

7 森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定に基づく権利義務の承継の登記について

農協等の登記につき組登令によるとされたことに伴い、組登令に権利義務の承継の登記についての一般規定が置かれ（組登令第8条第2項、第13条ただし書及び第25条）、森林組合法の規定に基づく権利義務の承継の登記についての特則（旧組登令第26条第2項及び第3項）は全部改正されたが、森林組合法の規定に基づく権利義務の承継の登記に関する取扱いについては、従前と同様である。

第2 中央会等登記令に基づく登記

中央会等登記令は、改正法附則第16条第1項（改正法附則第25条、第35条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県農業協同組合中央会から農業協同組合連合会への組織変更又は全国農業協同組合中央会から一般社団法人への組織変更（1(1)イ）及び都道府県農業会議又は全国農業会議所から一般社団法人への組織変更（2(1)イ）について、登記の手續及びその添付書面を定める政令として制定されたものである。

1 農業協同組合中央会の制度の廃止

(1) 概要

ア 農業協同組合中央会の制度の廃止

改正法により旧農協法第3章（第73条の15から第73条の48まで）の規定は削除され、農業協同組合中央会の制度は廃止されたが、旧農協法の規定により設立された農業協同組合中央会であって改正法の施行の際現に存するものは、施行日以後も、なお存続するものとされた（改正法附則第9条）。そして、なお存続するものとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」という。）については、旧農協法の規定（第73条の17、第73条の21、第73条の34第3項及び第5項、第73条の42、第3章第5節並びに第73条の48第2項を除く。）は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその

清算終了の登記の時，改正法附則第 12 条又は第 21 条の規定より組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は，なおその効力を有するとされた（改正法附則第 10 条）。

イ 農業協同組合連合会又は一般社団法人への組織変更

改正法の施行日から起算して 3 年 6 か月を経過するまでの間（以下「移行期間」という。），改正法附則第 9 条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会（以下「存続都道府県中央会」という。）は農業協同組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）に，同条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会（以下「存続全国中央会」という。）は一般社団法人に，それぞれ組織変更をすることができるものとされた（改正法附則第 12 条，第 21 条）。移行期間の満了の日に現に存する存続中央会については，同日に解散したものとみなされるとされた（改正法附則第 27 条）。

(2) 組織変更の手続

ア 存続都道府県中央会から農業協同組合連合会への組織変更

存続都道府県中央会から農業協同組合連合会への組織変更の手続は，以下のとおりとされた。

(ア) 組織変更計画の作成（改正法附則第 13 条第 1 項）

存続都道府県中央会が組織変更をするには，組織変更計画を作成しなければならないとされた。

① 組織変更計画には，以下の事項を定めなければならないとされた（同条第 4 項各号）。

(a) 組織変更後の農業協同組合連合会の農協法第 28 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで，第 7 号及び第 10 号から第 12 号までに掲げる事項

(b) (a) に掲げるもののほか，組織変更後の農業協同組合連合会の定款で定める事項

(c) 組織変更後の農業協同組合連合会の理事（農協法第 30 条の 2 第 5 項に規定する経営管理委員設置組合にあつては，経営管理委員）及び監事の氏名

(d) 組織変更後の農業協同組合連合会の会員の名称及び住所

(e) 組織変更がその効力を生ずべき日

(f) その他農林水産省令で定める事項

(c)の理事（農協法第30条の2第5項に規定する経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）及び監事の任期は、組織変更後最初に招集される通常総会の終了の時までとされた（改正法附則第13条第7項）。

② 組織変更計画を定める場合には、前記①(a)に掲げる事項のうち農協法第28条第1項第1号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の農業協同組合連合会が次に掲げる事業の一部又は全部を行うことを内容とするものでなければならないとされた（改正法附則第13条第5項各号）。

(a) 会員である農協組合の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること。

(b) 会員である農協組合の求めに応じて監査を行うこと。

(c) 会員である農協組合の意見を代表すること。

(d) 会員である農協組合相互間の総合調整を行うこと。

(e) 前各号の事業に附帯する事業

(イ) 組織変更計画の承認（改正法附則第13条第1項から第3項まで）
組織変更計画については、旧農協法第73条の43第2項の規定の例による総会の特別決議により、その承認を受けなければならないとされた（改正法附則第13条第1項、第2項）。

また、組織変更に係る総会の通知は、組織変更計画の要領を添えて、総会の2週間前までに行わなければならないとされた（同条第3項において読み替えて適用する旧農協法第73条の43第3項において準用する旧農協法第43条の6第1項及び第3項）。

(ウ) 債権者保護手続（改正法附則第13条第8項において読み替えて準用する農協法第49条並びに第50条第1項及び第2項）

(エ) 農林水産大臣の認可（改正法附則第14条）

組織変更は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた。

(オ) 組織変更の効力発生（改正法附則第15条）

組織変更をする存続都道府県中央会は、組織変更がその効力を生

ずべき日又は改正法附則第 14 条第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日に、農業協同組合連合会となり（改正法附則第 15 条第 1 項）、同日に、改正法附則第 13 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての定めに従い、定款の変更をしたものとみなされ（改正法附則第 15 条第 2 項）、組織変更をする存続都道府県中央会の会員は、同日に、改正法附則第 13 条第 4 項第 4 号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の農業協同組合連合会の会員となるとされた（改正法附則第 15 条第 3 項）。

また、組織変更がその効力を生ずべき日の変更については、会社法第 780 条の規定を準用するとされた（改正法附則第 15 条第 4 項）。

(カ) 組織変更の登記（改正法附則第 16 条）

存続都道府県中央会が組織変更をしたときは、中央会等登記令で定めるところにより登記をしなければならず、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないとされた。

(キ) 名称使用の特例（改正法附則第 18 条）

組織変更後の農業協同組合連合会は、改正法附則第 13 条第 5 項に規定する事業の全部又は一部のみを行うことその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、農協法第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その名称中に、「農業協同組合連合会」という文字に代えて、引き続き「農業協同組合中央会」という文字を用いることができるとされた。

イ 存続全国中央会から一般社団法人への組織変更

存続全国中央会から一般社団法人への組織変更の手続は、以下のとおりとされた。

(ア) 組織変更計画の作成（改正法附則第 22 条第 1 項）

存続全国中央会が組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

① 組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（改正法附則第 22 条第 2 項各号）。

(a) 組織変更後の一般社団法人の一般法人法第 11 条第 1 項第 1

号から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項

(b) (a)に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

(c) 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名

(d) 次の i 又は ii に掲げる場合の区分に応じ、当該 i 又は ii に定める事項

i 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

ii 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

(e) 組織変更後の一般社団法人の社員の名称及び住所

(f) 組織変更がその効力を生ずる日

(g) その他農林水産省令で定める事項

② 組織変更計画を定める場合には、前記①(a)に掲げる事項のうち一般法人法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事項についての定めは、組織変更後の一般社団法人が次に掲げることを主たる目的とするものでなければならぬとされた（改正法附則第 22 条第 3 項各号）。

(a) 社員である農協組合の意見を代表すること。

(b) 社員である農協組合相互間の総合調整を行うこと。

(イ) 組織変更計画の承認（改正法附則第 22 条第 1 項）

組織変更計画については、旧農協法第 73 条の 43 第 2 項の規定の例による総会の特別決議により、その承認を受けなければならないとされた（改正法附則第 25 条において準用する改正法附則第 13 条第 2 項）。

また、組織変更に係る総会の通知については、前記ア(イ)と同様である（改正法附則第 25 条において準用する改正法附則第 13 条第 3 項において読み替えて適用する旧農協法第 73 条の 43 第 3 項において準用する旧農協法第 43 条の 6 第 1 項及び第 3 項）。

(ウ) 債権者保護手続（改正法附則第 25 条において準用する改正法附則第 13 条第 8 項において読み替えて準用する農協法第 49 条並びに第 50 条第 1 項及び第 2 項）

(エ) 組織変更の効力発生（改正法附則第 23 条）

組織変更をする存続全国中央会は、組織変更がその効力を生ずる日に、一般社団法人となり（改正法附則第 2 3 条第 1 項）、同日に、改正法附則第 2 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての定めに従い、定款の変更をしたものとみなされ（改正法附則第 2 3 条第 2 項）、組織変更をする存続全国中央会の会員は、同日に、改正法附則第 2 2 条第 2 項第 5 号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となるとされた（改正法附則第 2 3 条第 3 項）。

また、組織変更がその効力を生ずる日の変更については、前記ア（オ）と同様である（改正法附則第 2 5 条において読み替えて準用する改正法附則第 1 5 条第 4 項）。

（オ）組織変更の登記（改正法附則第 2 5 条において準用する改正法附則第 1 6 条）

前記ア（カ）と同様である。

（カ）名称使用の特例（改正法附則第 2 6 条）

組織変更後の一般社団法人は、改正法附則第 2 2 条第 3 項各号に掲げることを主たる目的とすることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものである間は、農協法第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、その名称中に、引き続き「全国農業協同組合中央会」という文字を用いることができるとされた。

ウ 存続中央会のみなし解散（改正法附則第 2 7 条）

移行期間の満了の日に現に存する存続中央会は、同日に解散したものとみなすとされた（改正法附則第 2 7 条第 1 項）。

この場合には、農林水産大臣は、移行期間の満了後遅滞なく、当該存続中央会の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならないとされた（改正法附則第 2 7 条第 2 項）。

なお、この場合の登記手続については、旧農協法の規定による（改正法附則第 1 0 条）。

（3）組織変更の登記

ア 存続都道府県中央会から農業協同組合連合会への組織変更の登記

（ア）存続都道府県中央会が改正法附則第 1 3 条第 1 項に規定する組織変更をしたときは、改正法附則第 1 5 条第 1 項に規定する効力発生

日から、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、組織変更前の存続都道府県中央会については解散の登記をし、組織変更後の農業協同組合連合会については設立の登記をしなければならないとされた（中央会等登記令第1条第1項）。

(イ) 組織変更後の農業協同組合連合会についてする設立の登記においては、組織変更前の存続都道府県中央会の成立の年月日、名称並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた（中央会等登記令第1条第2項において準用する商登法第76条）。

(ウ) 存続都道府県中央会が組織変更をした場合の存続都道府県中央会についての解散の登記の申請と組織変更後の農業協同組合連合会についての設立の登記の申請とは、同時にしなければならないとされ、申請書の添付書面に関する規定は、組織変更前の存続都道府県中央会についての解散の登記の申請については、適用しないとされた。また、登記官は、組織変更による解散の登記及び組織変更による設立の登記のいずれかにつき商登法第24条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされた（中央会等登記令第1条第2項において準用する商登法第78条）。

(エ) 組織変更後の農業協同組合連合会についてする設立の登記の申請書の添付書面

組織変更後の農業協同組合連合会についてする設立の登記の申請書には、商登法第18条及び第19条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（中央会等登記令第1条第3項各号）。

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 代表権を有する者の資格を証する書面
- ④ 債権者保護手続関係書面

(オ) 組織変更前の存続都道府県中央会がする各種の登記の手続については、従前と同様、旧農協法の規定によるとされた（改正法附則第

10条)。

イ 存続全国中央会から一般社団法人への組織変更の登記

(ア) 存続全国中央会が改正法附則第22条第1項に規定する組織変更をしたときは、同条第2項第6号に規定する効力発生日から、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、組織変更前の存続全国中央会については解散の登記をし、組織変更後の一般社団法人については設立の登記をしなければならないとされた(中央会等登記令第2条第1項)。

(イ) 組織変更の一般社団法人についてする登記においては、組織変更前の存続全国中央会の成立の年月日、名称並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた(中央会等登記令第2条第2項において準用する商登法第76条)。

(ウ) 存続全国中央会が組織変更をした場合の存続全国中央会についての解散の登記の申請と組織変更後の一般社団法人についての設立の登記の申請とは、同時にしなければならないとされ、申請書の添付書面に関する規定は、組織変更前の存続全国中央会についての解散の登記の申請については、適用しないとされた。また、登記官は、組織変更による解散の登記及び組織変更による設立の登記のいずれかにつき商登法第24条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならないとされた(中央会等登記令第2条第2項において準用する商登法第78条)。

(エ) 組織変更後の一般社団法人についてする設立の登記の申請書の添付書面

組織変更後の一般社団法人についてする設立の登記の申請書には、一般法人法第317条及び同法第330条において準用する商登法第18条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(中央会等登記令第2条第3項各号)。

- ① 組織変更計画書
- ② 定款
- ③ 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

- ④ 会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
 - (a) 就任を承諾したことを証する書面
 - (b) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
 - (c) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
- ⑤ 債権者保護手続関係書面
 - (オ) 組織変更前の存続全国中央会がする各種の登記の手続については、従前と同様、旧農協法の規定によるとされた（改正法附則第10条）。

2 都道府県農業会議及び全国農業会議所の制度の廃止等

(1) 概要

ア 都道府県農業会議及び全国農業会議所の制度の廃止

改正法により旧農業委員会法第3章（第36条から第55条まで）及び第4章（第56条から第90条まで）の規定は削除され、都道府県農業会議及び全国農業会議所の制度は廃止された。

イ 一般社団法人への組織変更

都道府県農業会議及び全国農業会議所は、改正法の施行日に一般社団法人に組織変更をすることができるとされた（改正法附則第32条及び第36条）。

ウ 農業委員会ネットワーク機構の指定

都道府県知事又は農林水産大臣は、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等によるネットワークの構築及び当該ネットワークを活用した業務の実施を通じて農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業委員会法第43条第1項又は第2項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国又は都道府県にそれぞれ一を限って、農業委員会ネットワーク機構に指定することができるとされた（同法第42条第1項）。

エ 農業委員会ネットワーク機構の指定に関する準備行為

農業委員会法第42条第1項の規定による指定については、改正法

の施行前においても、農林水産省令の定めるところにより、これをすることができ（改正法附則第 3 1 条第 1 項）、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該申請があった場合には、改正法の施行前においても、農業委員会法第 4 2 条の規定の例により、同条第 1 項の規定による指定をすることができることとされた（改正法附則第 3 1 条第 2 項）。

都道府県農業会議又は全国農業会議所が同条第 1 項の申請を行う場合には、都道府県農業会議又は全国農業会議所を一般社団法人とみなして、農業委員会法第 4 2 条第 1 項の規定を適用するとされた（改正法附則第 3 1 条第 3 項）。

オ 都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散

改正法の施行日までの間に前記エによる指定を受けず、又は指定を受けた後に組織変更を中止した都道府県農業会議又は全国農業会議所は、改正法の施行日の前日に解散するとされた（改正法附則第 4 0 条第 1 項）。

(2) 組織変更の手続

ア 都道府県農業会議から一般社団法人への組織変更

都道府県農業会議から一般社団法人への組織変更の手続は、以下のとおりとされた。

なお、都道府県農業会議は、前記(1)オのとおり、改正法施行日までの間に改正法附則第 3 1 条第 2 項の規定による指定（前記(1)エ）を受けず、又は当該指定を受けた後に組織変更を中止したときは、改正法の施行日の前日に解散するとされたことから、組織変更をするには、当該指定を受けなければならないこととなる。

(ア) 組織変更計画の作成（改正法附則第 3 3 条第 1 項）

都道府県農業会議が組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（改正法附則第 3 3 条第 2 項各号）。

- ① 組織変更後の一般社団法人の一般法人法第 1 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項
- ② ①に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項

- ③ 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名
- ④ 次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定める事項
 - (a) 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名
 - (b) 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称
- ⑤ 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- ⑥ その他農林水産省令で定める事項
 - その他農林水産省令で定める事項とは、以下のとおりとされた（農業員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第79号）附則第3条）。
 - (a) 組織変更後の一般社団法人が剰余金の配分を行わない旨
 - (b) 組織変更後の一般社団法人が解散したときは、その残余財産が国、地方公共団体等に帰属する旨
 - (c) 組織変更後の一般社団法人の各理事（清算人を含む。）について、当該理事の配偶者、3親等以内の親族等の合計数の理事の総数に占める割合が3分の1以下でなければならない旨
- (イ) 組織変更計画の承認（改正法附則第33条第1項）
 - 組織変更計画については、旧農業委員会法第51条第2項の規定の例による総会の特別決議により、その承認を受けなければならないとされた（改正法附則第35条において読み替えて準用する改正法附則第13条第2項）。
 - また、組織変更に係る総会の通知については、その総会の日を2週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならないとされた（改正法附則第33条第3項）。
- (ウ) 債権者保護手続（改正法附則第35条において読み替えて準用する改正法附則第13条第8項において読み替えて準用する農協法第49条第1項及び第2項（第2号を除く。）並びに第50条第1項及び第2項）
- (エ) 組織変更の効力発生（改正法附則第34条）

組織変更をする都道府県農業会議は、改正法の施行日に、一般社団法人となるとされ（改正法附則第 3 4 条第 1 項）、同日に、改正法附則第 3 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る会則の変更をしたものとみなされ、この場合においては、当該会則を組織変更後の一般社団法人の定款とみなすとされた（改正法附則第 3 4 条第 2 項）。

組織変更をする都道府県農業会議の会議員及び賛助員は、同日に、改正法附則第 3 3 条第 2 項第 5 号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となるとされた（改正法附則第 3 4 条第 3 項）。

(オ) 組織変更の登記（改正法附則第 3 5 条において準用する改正法附則第 1 6 条）

前記 1 (2) ア (カ) と同様である。

イ 全国農業会議所から一般社団法人への組織変更

全国農業会議所から一般社団法人への組織変更の手続は、以下のとおりとされた。

なお、全国農業会議所は、前記(1)オのとおり、改正法の施行日までの間に改正法附則第 3 1 条第 2 項の規定による指定（前記(1)エ）を受けず、又は当該指定を受けた後に組織変更を中止したときは、改正法の施行日の前日に解散するとされたことから、組織変更をするには、当該指定を受けなければならないこととなる。

(ア) 組織変更計画の作成（改正法附則第 3 7 条第 1 項）

全国農業会議所が組織変更をするには、組織変更計画を作成しなければならないとされた。

組織変更計画には、以下の事項を定めなければならないとされた（改正法附則第 3 7 条第 2 項各号）。

- ① 組織変更後の一般社団法人の一般法人法第 1 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 7 号までに掲げる事項
- ② ①に掲げるもののほか、組織変更後の一般社団法人の定款で定める事項
- ③ 組織変更後の一般社団法人の理事の氏名
- ④ 次の (a) 又は (b) に掲げる場合の区分に応じ、当該 (a) 又は (b) に

定める事項

(a) 組織変更後の一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の監事の氏名

(b) 組織変更後の一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 当該一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称

⑤ 組織変更後の一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所

⑥ その他農林水産省令で定める事項

前記ア(ア)⑥と同様である。

(イ) 組織変更計画の承認（改正法附則第 3 7 条第 1 項）

組織変更計画については、旧農業委員会法第 7 6 条の規定の例による総会の特別決議により、その承認を受けなければならないとされた（改正法附則第 3 9 条において読み替えて準用する改正法附則第 1 3 条第 2 項）。

また、組織変更に係る総会の通知については、その総会の日を 2 週間前までに、総会に付議すべき事項及び組織変更の要領を示し、農林水産省令で定める方法に従ってしなければならないとされた（改正法附則第 3 7 条第 3 項）。

(ウ) 債権者保護手続（改正法附則第 3 9 条において読み替えて準用する改正法附則第 1 3 条第 8 項において読み替えて準用する農協法第 4 9 条第 1 項及び第 2 項（第 2 号を除く。）並びに第 5 0 条第 1 項及び第 2 項）

(エ) 組織変更の効力発生（改正法附則第 3 8 条）

組織変更をする全国農業会議所は、改正法の施行日に、一般社団法人となるとされ（改正法附則第 3 8 条第 1 項）、同日に、改正法附則第 3 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなされ（改正法附則第 3 8 条第 2 項）、組織変更をする全国農業会議所の会員は、同日に、改正法附則第 3 7 条第 2 項第 5 号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後の一般社団法人の社員となるとされた（改正法附則第 3 8 条第 3 項）。

(オ) 組織変更の登記（改正法附則第 3 9 条において準用する改正法附則第 1 6 条）

前記 1 (2) ア (カ) と同様である。

(3) 都道府県農業会議又は全国農業会議所から一般社団法人への組織変更の登記

ア 都道府県農業会議又は全国農業会議所が改正法附則第 3 3 条第 1 項又は第 3 7 条第 1 項に規定する組織変更をしたときは、改正法の施行の日から 2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更後の一般社団法人について設立の登記をしなければならないとされた（中央会等登記令第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項）。

なお、都道府県農業会議及び全国農業会議所については、登記を要する法人ではないので、解散の登記は要しない。

イ 組織変更後の一般社団法人についてする登記においては、組織変更前の都道府県農業会議又は全国農業会議所の成立の年月日、名称並びに組織変更をした旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた（中央会等登記令第 3 条第 2 項及び第 4 条第 2 項において準用する商登法第 7 6 条）。

なお、組織変更前の都道府県農業会議又は全国農業会議所の成立の年月日については、申請人から都道府県が発行した認可証の写し又は都道府県が認可したことを公告したことを証する書面の写し等の提示又は提出を受け、登記官が職権で登記するものとする。

ウ 組織変更後の一般社団法人についてする設立の登記の申請書の添付書面

組織変更後の一般社団法人についてする設立の登記の申請書には、一般法人法第 3 1 7 条及び同法第 3 3 0 条において準用する商登法第 1 8 条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（中央会等登記令第 3 条第 3 項各号、第 4 条第 3 項各号）。

- ① 改正法附則第 3 1 条第 2 項の規定による指定（前記(1) エ）を受けたことを証する書面（別紙 2 及び 3 参照）
- ② 組織変更計画書
- ③ 定款
- ④ 組織変更後の一般社団法人の理事及び監事が就任を承諾したことを証する書面

- ⑤ 会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
 - (a) 就任を承諾したことを証する書面
 - (b) 会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。
ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
 - (c) 会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
- ⑥ 債権者保護手続関係書面

第3 貯金保険法に基づく登記

1 概要

農水産業協同組合（貯金保険法第2条第1項各号に掲げる者をいう。）については、普通出資の総口数の2分の1を超えて優先出資を発行することはできないとされているところ（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）第4条第2項）、主務大臣が農水産業協同組合に対し、我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとして、当該農水産業協同組合の自己資本の充実のために行う農水産業協同組合貯金保険機構（貯金保険法第2章参照）による優先出資の引受け等の措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合には、優先出資法第4条第2項の規定を適用せず、普通出資の2分の1を超えて優先出資を発行することができるとされ（貯金保険法第101条の2第1項）、当該優先出資の発行による変更の登記においては、政令で定めるところにより、その旨をも登記しなければならないとされた（同条第2項）。

2 登記の特例

農協法施行令等改正等政令により、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）第34条の2が新設され、貯金保険法第101条の2第2項の規定により農水産業協同組合が同法第100条第3項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成5年政令第398号）第14条の規定の適用については、同条各号に掲げる書面のほか、貯金保険法第100条第3項の規定による決定に従った優先出資の発

行であることを証する書面を添付しなければならないとされた。

この書面には、優先出資の引受けの申込み及び払込みを証する書面に農林水産大臣が貯金保険法第100条第3項の規定による決定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

なお、この場合の登記の記録例は別紙記録例7による。

[別紙記録例]

1 設立の登記

会社法人等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0
名 称	何農業協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成何年何月何日
目的等	何何
役員に関する事項	何県何市何町何番地 代表理事 何 某
代理人等に関する事項	何県何市何町何番地 参事 何 某 事務所 何県何市何町何番地
従たる事務所	1 何県何市何町何番地
	2 何県何市何町何番地
公告の方法	電子公告の方法により行う。 h t t p : / / ○ ○ ○ ○ / . . .
出資1口の金額	金何円
出資の総口数	何口
払込済出資総額	金何万円
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。
地 区	何県何市の区域
存続期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
解散の事由	社員が何名以下となった場合には、解散する。

登記記録に関する事項	設立	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
------------	----	---------------

※ 組登令第2条第2項，別表

2 移行の登記

(1) 出資組合へ移行する場合

出資1口の金額	金何円	出資組合へ移行	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
出資の総口数	何口	出資組合へ移行	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
払込済出資総額	金何円	出資組合へ移行	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
出資払込の方法	出資は全額を一時に払い込むものとする。		平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
		出資組合へ移行	

※ 農協法第54条の4（第73条第2項において準用される場合を含む。）

(2) 非出資組合に移行する場合

出資1口の金額	<u>金何円</u>		
		非出資組合へ移行により抹消	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
出資の総口数	<u>何口</u>		
		非出資組合へ移行により抹消	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
払込済出資総額	<u>金何円</u>		
		非出資組合へ移行により抹消	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
出資払込の方法	<u>出資は全額を一時に払い込むものとする。</u>		
		非出資組合へ移行により抹消	平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

※ 農協法第54条の5（第73条第2項において準用される場合を含む。）

3 みなし解散の登記

解 散	平成〇〇年〇〇月〇〇日農業協同組合法第64条の2第1項の規定により解散 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
-----	--

※ 農協法第64条の2（第73条第4項において準用される場合を含む。）

※ 農事組合法人の場合には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日農業協同組合法第73条第4項において準用する同法第64条の2第1項の規定により解散」とする。

4 継続の登記

法人継続	平成〇〇年〇〇月〇〇日法人継続 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
------	----------------------------------

※ 農協法第64条の3（第73条第4項において準用される場合を含む。）

5 新設分割の登記

(1) 新設分割設立農協組合（主たる事務所の所在地である場合）

会社法人等番号	0000-00-000000
名称	B 農業協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成28年6月1日
(略)	(略)
登記記録に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号A 農業協同組合から分割により設立 平成28年6月1日登記

(新設分割設立農協組合の従たる事務所の所在地で登記する場合)

名称	B 農業協同組合
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成28年6月1日
従たる事務所	1 東京都港区北青山何丁目何番何号
登記記録に関する事項	平成28年6月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号A 農業協同組合から分割により設立 平成28年6月8日登記

(2) 新設分割農協組合（主たる事務所の所在地である場合）

法人分割	平成28年6月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号B農業協同組合に分割 平成28年6月8日登記
------	---

（新設分割農協組合における出資の総口数及び払込済出資総額の変更）

出資の総口数	<u>何口</u>
	何口 平成28年6月1日変更 平成28年6月8日登記
払込済出資総額	<u>金何万円</u>
	金何万円 平成28年6月1日変更 平成28年6月8日登記

※ 農協法第70条の3

(3) 新設分割の無効による登記
(新設分割設立農協組合)

登記記録に関する事項	平成28年12月1日東京地方裁判所の分割無効の判決確定により解散 平成28年12月 8日登記 平成28年12月 8日閉鎖
------------	--

(新設分割農協組合)

出資の総口数	<u>何口</u>		
	<u>何口</u>	平成28年 6月 1日変更	平成28年 6月 8日登記
	何口	平成28年12月 1日東京地方裁判所の分割無効の判決確定により変更	平成28年12月 8日登記
払込済出資総額	<u>金何万円</u>		
	<u>金何万円</u>	平成28年 6月 1日変更	平成28年 6月 8日登記
	金何万円	平成28年12月 1日東京地方裁判所の分割無効の判決確定により変更	平成28年12月 8日登記

法人分割	<u>平成28年6月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号B農業協同組合に分割</u>	平成28年 6月 8日登記
	平成28年12月1日東京地方裁判所の分割無効の判決確定	平成28年12月 8日登記

※ 農協法第70条の7

6 組織変更の登記

(1) 株式会社への組織変更

ア 株式会社についてする設立の登記

会社法人等番号	0000-00-0000000
商号	〇〇株式会社
本店	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成何年何月何日
目的	1 〇〇・・・ 2 〇〇・・・
発行可能株式総数	400株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 甲野太郎 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表取締役 甲野太郎
登記記録に関する事項	平成28年6月1日A農協協同組合を組織変更し設立 平成28年 6月 8日登記

イ 農業協同組合についてする解散の登記

登記記録に関する事項	平成28年6月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号〇〇株式会社に組織変更し解散 平成28年 6月 8日登記 平成28年 6月 8日閉鎖
------------	--

※ 農協法第73条の2

(2) 一般社団法人への組織変更

ア 一般社団法人についてする設立の登記

会社法人等番号	0000-00-000000
名称	一般社団法人〇〇
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成何年何月何日
(略)	(略)
登記記録に関する事項	平成28年6月1日A農業協同組合を組織変更し設立 平成28年 6月 8日登記

※ 農協法第77条

イ 農業協同組合についてする解散の登記
上記(1)イと同じ。

(3) 消費生活協同組合及び医療法人への組織変更
上記(2)と同じ

※ 農協法第81条及び第87条

7 優先出資の登記

発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数	発行済優先出資の総口数 10万口 ①優先出資 4万口 ②農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第101条の2第1項の適用を受ける優先出資 6万口 平成〇〇年〇〇年〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額	金6億円 平成〇〇年〇〇年〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

※ 貯金保険法第101条の2

農林水産省指令27経営第 号

(事務所の所在地) 東京都・・・
(法人の名称) 全国農業会議所
(代表者の資格, 氏名) 会長 二 田 孝 治

平成 年 月 日付け_____で申請のあった指定については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定に基づき、同法第43条第2項に規定する業務を行う者として指定する。

平成 年 月 日

農林水産大臣 森山 裕

(文書番号)

(事務所の所在地) ○○県△△市・・・・
(法人の名称) ○○県農業会議
(代表者の資格、氏名) 会長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日付け_____で申請のあった指定については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定に基づき、同法第43条第1項に規定する業務を行う者として指定する。

平成 年 月 日

○○県知事 ○○ ○○